

令和5年12月7日
生産者支援課 鳥獣対策担当
担当者 末次、北川
内線 2317 直通 0952-25-7113
E-mail: seisanshashien@pref.saga.lg.jp

死亡野鳥における簡易検査で鳥インフルエンザ ウイルスが確認されました

12月6日（水曜日）に佐賀市内において保護され、本日（12月7日（木曜日））死亡したハヤブサ1羽について、鳥インフルエンザの簡易検査を実施した結果、陽性であることが確認されました。

これに伴い、回収地点の周辺10km圏内は、環境省により野鳥監視重点区域に指定されましたので、県ではこの区域の野鳥監視を強化します。

【県民のみなさまへ】

- 1 今回確認されたのは死亡野鳥（ハヤブサ）です。
- 2 野鳥はエサが採れず衰弱する、環境の変化に耐えられないなど様々な理由で死亡するので、野鳥が死んでいても過度に心配する必要はありません。
- 3 鳥インフルエンザウイルスは、感染した鳥との濃密な接触などの特殊な場合を除いて、通常では人に感染しないと考えられています。
- 4 死亡した野鳥は素手で触らないでください。また、同じ場所でたくさんの野鳥が死亡していたら、お住いの市町または県生産者支援課にご連絡ください。